

議長	副議長	局長	次長	係長	係	合議

このとおり作成したので報告します。

第 20 回 議会改革推進特別委員会

平成 27 年 10 月 20 日 (火)

9 時 59 分 ~ 10 時 58 分

第 4 委員会室

【出席者】 江角委員長、平石副委員長

足立委員、小川委員、森谷委員、野藤委員、飛野委員、岡本委員

佐々木委員、道下委員、西田委員、西村委員、牛尾昭委員

【議長団】 原田議長、瀧谷副議長

【委員外議員】

【事務局】 三浦局長、外浦書記、篠原書記

議題

1 請願・陳情の扱い、審査のあり方について

資料 1

陳情についても請願と同じような扱いをする。

陳情で意見書を求めるものの扱いは、新たな議運での協議に委ねる。

2 費用弁償を伴う附属機関等委員への就任について

資料 2

15 医療センター運営協議会

28 アクアス・・・推進協議会 更に調査、検討する

33 邑智西部・・・推進協議会は事業がなくなったので、なし?

※会議の内容を極力議員に報告する。

※任意の会議、議長充て職など、議長でなくても副議長や常任委員長で充分賄える
かなど今後 2 年間の中で整理が出来れば行なう。

3 議場の開放について

資料 3

基本的に了解

4 情報発信ツールの運用方法について

資料 4

案のとおり申し合わせに追加する。

5 その他

今日で調査事項はほぼ完了。

この特別委員会は今日をもって閉じることを議運に報告する。(了解)

【議事の経過】

(開議 9時 59分)

江角委員長

委員の皆さんお揃いのため、第20回目の議会改革推進特別委員会を開会させていただきます。議題は残り4つになりました。極力今日議論して方向を定めたいと思っています。もしなかなか決まらない事案があれば、これも最後にお諮りして決めたいとは思いますが、新しい議運にお返しして決めて貰うこともあるかと思います。

あとこれは議論次第で確認させていただきたいと思いますが、ご協力よろしくお願ひします。

1. 請願・陳情の扱い、審査のあり方について

江角委員長

まず議題1について。資料も事務局に用意して貰っていますので説明いただき、取扱いについて議論を深めたいと思います。

(以下、資料をもとに説明)

いまの説明に質問等があれば出していただきて、方向が出せれば議論の結果を出したいと思いますが。何かありますか。

1点。意見ということではなく現状ということで。この前1件陳情を受けて提出しようと思ったんですが、意見書を求める中身だったので結局出しても取り下げる形で陳情しました。次回は請願という形で紹介議員も載せて出そうということを陳情者と話し合いました。その辺は1つ議論の余地があるのかなと思っています。この場でどこまで深まるか分かりませんが協議願いたいと思います。

前回のペイトスピーチみたいな恰好ですね。陳情で意見書を求めるようにな……ことになってなかつたが国の法律……陳情で国に意見書を提出することを求める。

それは、陳情の場合は浜田は受け付けないということなんですね。

同じであれば先ほど言われた紹介議員の違いのみとなるんでしょうが、多分経過の中では文書で送られてきたものは極力避けようとか、皆がぽんぽん送ってきたらいけないから、ということはちょっと議論にはあって、紹介議員をつけようかみたいな話があったような気がするんですが、どこで最終的に取りまとめたかは記憶にないんですが。それも含めてですね、今言わされたのは。陳情での紹介議員なしでの国に意見書を求める陳情のようなものの扱いをどうするかということも議論しておかないと。

それは大きな違いだらうと思うんです。

他市がどうこうとういことではなく、自分たちの議会なので自分たちで決めることにならうかと思いますが。一応比較として出してもらったもので言うと、安来を除いて……安来は回答が無いだけであって請願・陳情の扱いはほぼ本会議・委員会、同じ扱いにされていることについてはご理解いただけたかと思います。今言わされた、もう少し詳細の部分で言うと先ほどのような扱いをどうするかということも含めて、意見交換をしておきたいと思います。

西村委員

江角委員長

牛尾昭委員

今まで各常任委員会に陳情を出せば、常任委員会が採択OKであればもうそれでOKという流れがあつて、それはそれで、各常任委員会がそれぞれの事案については一番精通しているのだからそれで良いかなと思っていましたが、陳情者に対してと執行部に対して、強制力と言つたらおかしいけれど、執行部に対して陳情を採択したという重さを伝えるためには、本会議で審議して採択の方が重みがあるんじゃないかなと。常任委員会の採択で結構ですよと言うよりもそういう所があるような気がします。だから、効力があるなら陳情者にとっても、本会議でやりましたというこの方が親切なんじゃないかなと思うんですが。局長さんあたりは執行部の受け止め方に詳しいと思いますがどうですか。

三浦局長

結局、本会議は議事に全部採決するので、全部出席して聞いていますから、報告以前に本会議場でそういうことがあると耳に入りますから、結局本会議に出席している執行部については、その重みというものは今言われたように。陳情ですと委員会で出てない執行部の方にとってみればほとんど聞いてないわけなので、その重みは多分にあると思います。

牛尾昭委員

そうするとやはり本会議でということになるんですが、例えば今のはメリットでしたが、デメリットとすれば常任委員会で採択して常任委員会で全てOKという今までの状況とは別に、本会議で引っくり返ったというようなことがあれば、それはデメリットかな。委員会の独自性を優先させるなら、そういうことが逆にデメリットになるかなと思うんですが。トータルでどっちが少しでも良いかなという所が皆さんの中で共通認識が出来れば、他の市でもやっているのだから局長が言ったように重さがある方が良いのかなと思います。

江角委員長

逆もあるわけですね。委員会で駄目だと言っていても本会議で通る場合もあるわけです。こここの段階ではほぼそういう感じなんでしょう。今、宿題が一つあります。ちょっと気になったのは、請願と陳情はそれなら何が違うのと言われた時に先ほど言った、紹介議員がいるかいないかだけになっているんで、その意味では重さなんでしょうかね。

瀧谷副議長

僕は請願と陳情というのは決定的に違うと思うんですよ。請願というのは日本国憲法で認められた権利なので、重みが全然違うと言いますか。だから請願に対しては意見書を付けて国へ送るわけです。陳情はそれよりもかなり軽いと言いますか……その辺の重みが決定的に違うと思います。

西村委員

そのことはあるとは思うんですが、陳情者に対して議会全体の意思を示すという点では、請願と同じように扱って、本会議場で報告して決を取るというスタイルの方が、それこそ重みがあるのかなと思います。ですから私は請願と同じような扱いが、基本的には良いんではないかという思いを持っています。

江角委員長

多分副議長も、そこを否定された話ではないので。どこが違うかの重みを言わされたと思いますが。

例えば前回の陳情あたりだったら、これは意見書を上げるようなことはなりませんよということで、むしろ請願にされたらどうですかということがあつた方が、浜田市議会の場合は。結局委員会で決めました、だけど

森谷議員

本会議にはかけません、確認しただけみたいな。だからそれは本当に浜田市議会の意思なんですかと言われたら、意思は意思なんだけど全体にはかけていません。ではそれをどこかに表明するんですかと言うと、上げません、みたいなことになっているので。

江角委員長

陳情を出す人は何のために、請願ではなく陳情を選択するんでしょうか。本当は請願を選択したいけど、紹介議員が居ないから仕方なく陳情をされるんでしょうか。もしそうでしたら、陳情をされた時に紹介議員を紹介しましょうかとかいうことで、我々に流してもらったら、内容を良いと思えば紹介議員になってあげても良いんじゃないかと思うんですけどね。分かってないから陳情するんですかね。僕なんかも最初知らなかつたんですけどね。

森谷議員

浜田市議会だけがこの8市の中でもそういう扱いですから。市民の皆さんのがその違いを理解されているとは……議員でもこんな様子ですから。あまり違いは理解されずに、どちらかと言えば副議長が言われたように、請願よりは陳情の方が軽いじゃないけど、すんなり受けてもらえるんではなかろうか、執行部にもこういう改善みたいなものを請願で上げずに陳情で上げて少しやってもらつたらいいなというような内容が請願に上がりやすいのか、そういうイメージではないかと思うんです。

では今までに、請願と書いてありながら紹介議員がないものが出てきたことがあるんでしょうか。

それはありますね。

ああ、知らないんだ。

ええ。それは知っておられない時には事務局で「こういう扱いになっていますので、どうでしょうか」ということで、陳情者にしても請願者にしても「ああそういう意味合いだったらこう書きなおしましょう、直にしましょう」とか、そういうことは事務局でお知らせしているので、それなりの取扱いはしてもらっています。

その結果紹介議員の……。

はい、またお願いしますからといって請願の形に書きなおしてもらうこともあります。

分かりました、ご本人達は余程知っている人以外は、適当に選んで出していると。

そんなことはないがね。

まあ共通項とすれば請願も陳情も、扱いというのは本会議中心に付託して本会議で委員長報告して決めるということについては多分共通項としては了解が取れると思いますが、もう一つの課題は陳情で意見書提出を求めるということで紹介議員なしで上がってきたものの、扱いも含めて同じようにするかどうかが、一つの課題だと思います。

先ほどの資料の裏面を見てください。下から5項目目になります「意見書を求める陳情」ということで。浜田市の場合は受理しない、と申し合わせの中に。請願による提出を依頼するという形で謳ってあります。

他の所はこれを見ると、同じような形です。受けておられる……。こと

森谷議員

三浦局長

森谷議員

三浦局長

森谷議員

牛尾昭委員

江角委員長

外浦次長

森谷委員
外浦次長
森谷議員
外浦次長
西村委員
外浦次長
西村委員
江角委員長

牛尾昭委員

江角委員長
平石委員

かなと。

受理するというのは、受理をするだけで意見書は出さないということでしょうか。

意見書を求める陳情ですからやはり……。

出すということですか。

はい。出すということだと思います。

これを見ると出雲市だけが違うんだ。

そうです。

あとは請願と同じような扱いだな。

こここの確認次第だろうと思うんですが、最終的には議運で。まずは議運で議論しなければならない課題だと思いますが、特別委員会としてはこここの議論をしたいと思っています。市民の皆さんからすると、いちいち紹介議員を探さなくても出せるという意味での行動というか、利点はあります

が。先ほど言われたように、請願と陳情の重みがどこでどう違ってくるか。受け止める方が陳情で上がってきた意見書か、請願で上がってきた意見書か、ということかもしれません。形式は同じようにやっているわけですからそう違いはないと思います。

過去の請願をはかるうえで、国の制度改革であるとか、国へ意見を出すという、意見書も含めて国に関係するような案件が多いですよ、請願の中身は。全部じゃないですがだいたいは。陳情というのは所管委員会で、例えば商店街が・・・・採択すればいいじゃないかというような。やはり浜田市の中で解決出来るような案件については陳情が多いんじゃないかなと。それを越える県・国レベルについては請願として国民の権利ということで。荒っぽく言えばそういう住み分けが今までされていたんだろうなと思うので、だからその認識であっても本会議でそのようにしてあげることが陳情者に対する、サービスと言ったらおかしいですが、そこまで議会はやっていますよというのを見せるという意味では良いんじゃないかなと思います。

陳情慣れした方は、紹介議員なんか要らないんだから大丈夫だわしらがやるから、と言われる方もいらっしゃいます。それはそれで、フットワーク良く出せるのが陳情の良さじゃないかと僕は思ったりします。ただ、陳情はそうであっても本会議で採決することによって陳情により重さを加えるという程度で良いような気がするんですけどね。

どうでしょうか。

皆さんのお話を聞いて、本会議で審議はすべきだ、報告すべきだという話だと思います。請願については国レベルでの話ということで、意見書とかそういうものを出していくのを基本レベルにして、そこで陳情でそういうのが出てきた分については、陳情者に対して「これは請願でやるべき案件なので」という説明をしてもらい、それに納得されたら請願に変えて貰って、紹介者を選んでまたお願いしてもらうような。住み分けをして整理すればどうでしょうか。陳情の方でも意見書というの無しで済むこと

江角委員長

にして、意見書を求めるのであれば請願の方でやってもらうべきもの、という扱いにしておけば今後悩む必要ないんじゃないかと。

よく国レベルに上げる意見書等については、他の市はどうしているかとなる。そうすると他の市はこういう形で受け付けていらっしゃるのに、うちはちょっと紹介議員いないなら受け付けませんよとしているのはどうかということもあるんですが。そこはちょっと課題として残して、また議運でもう少し詰めて……僕がもうちょっと知りたいのは副議長が言われたように、請願と陳情が同じ扱いならそんな呼び方をせずに、一つにして紹介議員なしでやれば良いじゃない、ということになりかねないし。どこが違うか、違いをどこではっきりさせておくのかということも必要なんで。たださっきは紹介議員がつくつかないかだけですよ、ということなら皆請願にせずに陳情で出されるということになりがちだと思うんで。その辺りを研究課題にしておいてもらって、取扱いは今日確認していただいた所で請願と同じような扱いをするということでどうですか。新たな議運の所ではもう少し詰めて議論が必要になってくるんでしょうが。

外浦次長

すみません一点だけ。出雲市さんは請願に関しては国への意見書を求めるものという棲み分けをどうもされているようです。それを請願として扱う。国へ求める意見書は請願で扱う。

いや扱うって言うけど陳情になっている。

陳情は本会議で審査をしますが、意見書の提出を求めるものは請願として取り扱うものというようなことを……。

それは、議会がそういう扱いをするというだけ、ということなんだね。はいそうです。

陳情は陳情なんだ。

陳情ははい。同じように受けて本会議で審査する。しますけど、意見書を求めるものは請願として。

同じ扱いとして議会としてはするということ。

そうですね。

良いですか、西村さんが今言われるのは、陳情として受けたものが「意見書を出せ」というものだったら、議会としてはそれを請願として受ける、という意味じゃないんですよね。

受付の時点でしょ、その違いは。意見書を出せというものは皆請願として扱うという。

そうです。

陳情として扱うんじやなくて、請願……。

はい、請願として扱うという話です。

だから私が言るのは、タイトルとしては陳情になっていても、中身が意見書を求めるものであれば、議会の方が請願として扱うということを言われているのか、そこを確認したい。

請願としては、国へ意見書を提出するものは請願として扱う。

陳情と請願の違いはそこですよ、ということでしょう要は。

そういうことです。

江角委員長

外浦次長

平石委員

外浦次長

西村委員

外浦次長

江角委員長

外浦次長

江角委員長
平石委員
外浦次長
佐々木委員
外浦次長
三浦局長
外浦次長

江角委員長

牛尾昭委員
江角委員長

陳情では意見書の提出は求めないということよ。
陳情で上がってきたものはこうする、ということ。
そうです。
紹介議員は付けるということだね。
はい。紹介議員は付けるのと……。
浜田みたいなものだな。
浜田みたいなものです。国への意見書を求めるものは請願として提出していただく。そういう扱いをされているみたいです。

まあ受付の段階で議会事務局が説明をして、議員がおられるんで誰か紹介してもらえる人と電話されてでも確認したらどうですか、そうすれば請願になりますよ、という説明まで丁寧にしてあげれば。端から駄目ですよじやなくて、切り替えることは出来ますよと教えてあげれば良い。

請願権が重たい方がはるかに分かっているんだけどな。委員長、もうちょっと時間をかけるべきではないですか。

ではここのまとめとすれば、浜田市議会がこれまで確認したものを、そうではなくて陳情についても請願と同じような扱いをするけれども、先ほど言われた、陳情で意見書を求めるようなものの扱いについては、もう少し新たな議運のもとで議論を深めていただき決めていく、ということにさせていただきますがよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

2. 費用弁償を伴う附属機関等委員への就任について

江角委員長

三浦局長
江角委員長
三浦局長
江角委員長
三浦局長
江角委員長

次に議題2です。これも各会派か委員の皆さんから、検討すべきではないかということで項目に上がっています。少し仕分けが難しいので分かるようにということで、事務局に纏めていただいています。今日も事前に打ち合せもしたんですが、なかなかパッと見て意見をどうぞというのは難しいので、時間は少しかかるかもしれません、37項目ありますが、サラッと順番にいきますので、これは今までどおりに当然すべきものか、これはどう考えてもいいんじゃないの、というような所を確認出来れば良いんじゃないかと思いますので。ベースは、これも大分絞った中でこのようになっていることを前提にしていただいて、それを検証ではないですがああした方が良いんじゃないかという意見があるかと思いますので、ご確認のほどよろしくお願ひします。

まず資料1です、名誉市民選考委員会委員、議長が出られることになっています。

色分けで付属機関です、裏の……。
まず色の下段の所を見て……。
色分けについてないんで、
このように仕分けて、番号の所に網掛けなりしてあるということで違ひがございます。
はい、番号の色の違ひが。
本来なら今日の議題の名称で言うと、費用弁償を伴うということではあ

原田議長
江角委員長

りますが、全体を少し見直そうということでもどうかということなので、そういう見方でやりたいと思います。

どうしましよう、これは議長出られるべきだと思うんですが。正副議員経験者の方に意見を言っていただけると良いんですが。

ええいう分は言いますから。

1番どうでしょうか、これまでどおりで良いですか。

(「はい」という声あり)

はい。2番。

(「これまでどおり」という声あり)

はい、3番。

(「これまでどおり」という声あり)

はい、4番。

(「これまでどおり」という声あり)

はい、5番。

(「これまでどおり」という声あり)

はい、6番。

(「これまでどおり」という声あり)

はい。一応確認しておきますがもし見直して、異議があればということで。7番。

(「これまでどおり」という声あり)

はい、8番。

(「これまでどおり」という声あり)

はい、9番。

(「これまでどおり」という声あり)

10番。

(「これまでどおり」という声あり)

11番。

(「これまでどおり」という声あり)

12番。

(「これまでどおり」という声あり)

13番。

(「これまでどおり」という声あり)

14番。

(「これまでどおり」という声あり)

15番。

(「これまでどおり」という声あり)

16番。

(「これまでどおり」という声あり)

17番。

これも合併の時に絞り込んだんですよね。浜田で最初の第3セクターなんですよ、浜田ガスが。それで向こう側から、2名だったが1名残したんだな。1名だけは残して欲しいということで。あと、副市長は今出ている

牛尾昭委員

三浦局長
牛尾昭委員

のかな。

前は収入役いらっしゃったんだったかね。それがなくなって。
だから1人だけだから、当時の話は、浜田市最初の第3セクターだから1人は市を代表して欲しいと。議会代表1人と執行部代表1人の2人を立てて。収入役職がなくなったので今は議長だけだと思うんで。なかなかこれは良い悪いが判断しにくいですね。

原田議長
牛尾昭委員

決算とかありますね。主なものは。

向こう側からは出て欲しいという、そういう歴史も踏まえて言われているので、あとは議会側でどうするかということだけですから。

岡本委員
牛尾昭委員

これまでどおりでどうでしょうか。

これまでどおりで良いんじゃないですか、とりあえずは。相手があることだから。

原田議長

この中でね、私がいつも言っているんですが、牛尾委員さんも前に出られていて分かると思いますが、浜田医療センターの諮問委員会がありますよね。これいつも言うんですが、会議の持ち方も悪いと思うんだが、数字ばかり並べられているんですよ。本来の目的の話があまりないんで、何回も言っているんだがなかなか直らないので。その辺がどうなのかな、必要なことなので出ないといけないんでしょうが、あまりパッとはしないなと。

牛尾昭委員

14番の会議は夜の7時か7時半くらいからあるんですよ。ドクターやナースが皆集まるから遅い時間から始まって、すごく専門用語が飛び交うんですよ。出ていても半分くらい分からない。専門家ばかり集まってそういう話をするから。ただ議会代表にそういうメンバーに入っていて欲しいという意味でなっていたんでしょうが。

原田議長

経営の、全体のお医者さんが足りないとか、云々というような話が出るなら良いが、そういったことの話には全然ならないので。入院患者が何人だとかいう、表ばかり出るわけだ。何度も指摘したので今はもうあまり言いませんが。

江角委員長

建て替えの時に浜田市議会も特別委員会を作って活動していた経緯もあって。こちらが断りを入れればそれは出席しなくてもいいという話になるんだろうが。

牛尾昭委員

ただこれも相手があることだから、いきなり辞めますという話じゃない方が。

三浦局長

やはり金を出した経過があって、こういう委員会を持たないと県からも市からも発言出来ない、勝手に医療センターやりなさいよではもう成り立ちませんよということで、こういう協議の場を持たなければいけないといってこの場が出来た経緯があるので。相手方が「これが足りないからこうしてくれ」というような話があれば実りある会議なんでしょうけど。

牛尾昭委員
江角委員長

・・・・の時に市が1億出したじゃないですか。

発言力を確保しておくという意味でもある気がするんですよね。一応検討くらいにしておきたいと思います。相手との情報交換も必要ですね。

牛尾昭委員

18番。

これは必要じゃないですかね。

江角委員長

- 19 番。
(「これは要るでしょう」 という声あり)
20 番。
(「これは要るでしょう」 という声あり)
21 番。
(「これは要るでしょう」 という声あり)
22 番。
(「現状どおり」 という声あり)
23 番。
(「現状どおり」 という声あり)
24 番。
(「現状どおり」 という声あり)
25 番。
(「現状どおり」 という声あり)
26 番。
(「現状どおり」 という声あり)
27 番。
(「現状どおり」 という声あり)
28 番。

瀧谷副議長
三浦局長
牛尾昭委員
江角委員長

これ 1 回も出たことないですね。
開かれてないんじゃないですか。
最近動いてないんでしょう。
私は 1 回、建設委員長時代に出たことある。今は盛んじやないんでしょ
う。今は道路も大分良くなっていますから。これは三角ですね、確認しながら整理しましょう。

牛尾昭委員

これ 1 回、官官接待だったから帰るって席を立ったことがある。すると向こうの課長が「そんなこと言わずに、飲まなくて良いから最後まで居てくれ」と言われて。

三浦局長
江角委員長
牛尾昭委員
江角委員長

今は飲み会ないですよ。
これも現状どおりですかね。
邑南町と提携しているからな。

三浦局長
江角委員長
三浦局長

31 番。
(「現状どおり」 という声あり)
32 番。
(「これから必要だ」 という声あり)
33 番。
昔の緑の事業が残っていました。
なくなつたんですか。33 番なし。
事業がもう終わったんだと思います。

江角委員長

三浦局長

江角委員長

それじや 34 番。

これはもう名前だけです。

分かりました、今までどおりということで。35 番。

(「今までどおり」という声あり)

はい。36 番。

(「今までどおり」という声あり)

はい、37 番。

(「今までどおり」という声あり)

はい、分かりました。では三角の所は更に調査もしながら検討するということで。33 番は事業がなくなったので、なしということで。ありがとうございました。

森谷委員

1 個 1 個反対すると時間が長くなると思って黙っていましたが、後ろの表の種類で言うと下 2 つです、白いのと縦線のやつですね、これらについては他の議員、例えば総務文教委員長が出るとかいうのがあれば、議長は出ないようにしてあげるべきだと思います。というのは議長の仕事はそれなくとも忙しいので、こういう所で時間を取りるのは無駄じゃないかと思います。本心は、下 2 つは議員も出ないで良いと思います。だけどそもそもいかないので、議長が出ない場合は他の議員の誰かが出るというくらいの、相手には伝えないにしてもグレードダウンということで良いんじゃないかと考えました。

江角委員長

はい。常任委員会の組み換えもあったりして、森谷委員の言われることも分からぬでもない部分もあるんですが、すぐに変更というのも難しいので、これも課題にして、向こう 2 年間の中で再度やりながら本当に議長でなくとも副議長や常任委員長で充分貰えるのであれば、そういうものあって良いと思います。これは宿題にして頭に入れておいて、2 年間の中で整理が出来ればなと思います。

三浦局長

現状も議長さんの公務が重なった場合は副議長さん、副議長の公務も重なった場合は常任委員長さんに頼む場合が多々ありますので、そういうのも含めて今の意見を尊重しながら、皆さんのご意見を聞きながらやると思います。

江角委員長

事務局は、メモしてもらって、忘れないようにお願いしたいと思います。森谷委員それでよろしいですか。

森谷委員

はい。

3. 議場の開放について

江角委員長

では議題 3 についてということで、資料も出しています。記憶では議長の関係で承認が必要じゃないかということだったと思います。次長から変わった所等が説明出来ますか。

(以下、資料をもとに説明)

外浦次長

委員の皆さんから提起があって、やはり議場ですので議会に関わることですからそこを議長に修正したものです。そこの確認ですので、よろしいですか。

江角委員長

西村委員	第 9 条の(2)、転貸しという読み方なんだろうけど、転貸の方が私は良いと思います。
三浦局長	法令に聞いて確認します。
西村委員	それと(3)の「掲示物を無断で掲出しないこと」というのはどういう意味ですか。掲出という意味がよく分からぬ。
西田委員	掲示物は予め許可を得て掲示するんじやないですか。
三浦局長	2 点目と 3 点目は法令で確認してみます。
西村委員	掲示じやないかなと思ったんだが。
三浦局長	分かりやすい言葉にした方が良いですね。
西村委員	掲出というのはあまり聞かないなと思って。
牛尾昭委員	法令の専門用語なんでしょう。ただ、これ議場の中に掲示物がありますか。
江角委員長	使用者が議場を使う時に貼り出すという意味じやないですか。
三浦局長	多分、勝手に議場にぽんぽん貼るなという意味だと思います。
牛尾昭委員	それなら無断で掲出しないことになっているから、違うんじやないかな。議場に何か貼ってあるものがあったとしたら、使う者は勝手に持ち出したら駄目だという意味かと思ったんだ。
三浦局長	法令に確認しますから。
牛尾昭委員	議論は時間の無駄になる。
平石委員	合格者名簿を掲出するみたいな、そんな感じ。
江角委員長	ちょっとその辺は調べてもらって。
三浦局長	はい。
江角委員長	分かったものをまた皆さんに配ってもらえば。もう 1 回集まってということにはならないので、それが確認出来ればまた議運に。それでは今言った所を確認して。皆さんには理解を得て出すということで。基本的にはこれは良いですね。
	(「はい」という声あり)

4. 情報発信ツールの運用方法について

江角委員長	議題 4 について、資料を出してあります。これも事務局から説明をいただいて。これはあまり厳格にというよりは申し合わせ程度で。前回確認しておりますので、それも踏まえて。報告していただいて確認したいと思います。
外浦次長	(以下、資料をもとに説明)
江角委員長	はい、ご意見ありますか。
森谷委員	2 番②の「一度ネットワークに～」という、これはどういう意味ですか。
外浦次長	恐らく私が思うには、一旦出された情報が次の方に流れていったり、文言がそのまま流れていったり、そういう意味合いで理解していました。
森谷委員	そこが削除出来ても、ということですか。
外浦次長	それもあるかと。
三浦局長	1 番の補足です。一度正確なものを出さないと、一度出したものについては訂正が効かないで重々気を付けて欲しいという意味合いで。

牛尾昭委員

これは「努めること」などは非常に曖昧というか。罰則規定とかね、明らかに意図して虚偽を書くということがあった場合に、即政治倫理審査会にかけるとかね、例えばですよ。ある程度縛りがないと、やりたい放題になった時に困ると思うんですよね。特に Facebook については。ここをもう少し、歯止めをかけるというか。私も現行は拙い Facebook 利用者ではあります、そのように思います。

森谷委員

縛りについては刑法とか他の法律がありますので、こういう時に、そのたびに政治倫理審査会を開いて良いんだったら良いですが、それは刑法が縛りだと思うんですがいかがでしょうか。

江角委員長

申し合わせはやはり飽くまでも理解してもらって、こういったことが無いようにすると。だからいくら良い文章を作っても理解してもらえなければ無意味になるので、大前提是お互いの信頼関係のもとでこういった扱いについてはこのような内容で行きましょうよ、という方が良いんじゃないかと思いますが。むしろまたそこが問題になるというなら、また先ほどのような議会内部では政治倫理審査会もありますし。ここは基準になると思いますので。それも含めてです。

森谷委員

これは Facebook とか SNS だけじゃなくて、怪文書等も入るわけですから、これに限ったことではなくて。今まで同じような危険があったわけですから、それはどう抑えた感じですか。法に任せる、刑法。怪文書も正確な、誤解を招かないように注意することという件がどこかにあったんですが、ことさらここでやる必要ないんじゃないですかね。

江角委員長

今までにはそう無かったんじゃないかな。記憶的には、無いことを前提にして考えています。今言われる所は、ある意味では等の中に含めて同じように考えていこうということの方が良いかと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

では、申し合わせの中に入れていいかと思いますので、よろしくお願ひします。それはまた議運で最終的には確認されると思いますが。

5. その他

江角委員長

その他ですが、前回委員長報告もしましたが、その内容の項目の所で確認いただいたものは議長に提出させていただくということで出しています。先ほどの議場の貸出についてももう少し確認した上で、ということで置きたいと思いますが。もしあそこの文章を直すとすればまた皆さんにお配りして、意見を貰った上で提出するということで。最後はそれが残っていますが、ご確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

森谷委員

すみません、この当て職も含めて 30、40 個ありますでしょう。そのことが、僕なんかいつ行われてどのような結果になったか一切分からんんですけど。せめてその結果をレターケースやメールで送ってもらうとか、何らかの形で報告していただければ、市民の皆さんからこれらの話題も話すことが出来ると思います。

江角委員長

既に行っているものもありますが、全てではないので極力、報告してもらうことは大事なことだと思いますので、お互い努力するということで。そう言われば議長は大変かもしれません、事務局にも協力していただいて。特に重要なのは。

その他、委員の皆さんからありますでしょうか。事務局からありますか。
(「ありません」という声あり)

無いようなので、一応 20 回という回を重ねてきましたが、今日皆さんのご協力のもとでほぼ完了させていただいたということで、この特別委員会は今日をもって閉じようということで、議運にもそのように報告したいと思います。正副委員長として充分な話ができず申し訳なかったと思いますが、ご協力に感謝申し上げます。お疲れ様でした。

ありがとうございました。

(一同拍手)

(閉議 10 時 58 分)

浜田市議会委員会条例第 65 条第 1 項の規定により委員会記録を作成する。

議会改革推進特別委員会 委員長 江角 敏和 